

「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」 〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、次の(1)又は(2)に掲げる事業者が、消費税及び地方消費税の（確定、中間（仮決算）、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）を作成する場合で、かつ、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）附則第5条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）附則第4条第2項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「経過措置対象課税仕入れ等」又は同法附則第10条第2項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」若しくは同条第3項に規定する「元年経過措置対象課税仕入れ等」がある場合に使用し、申告書（一般用）に添付して提出してください。

- (1) 簡易課税制度を選択していない事業者
- (2) 簡易課税制度を選択していても基準期間の課税売上高が5,000万円を超える事業者

2 記載要領等

- (1) 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てます。
- (2) 旧税率が適用された取引がある場合は、この付表を作成してから、付表2-1を作成します。
- (3) ④、⑦及び⑧のX欄は、付表2-1のF欄を計算した後に記載します。
- (4) ⑨及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等がある場合（仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除きます。）には、その金額を控除した後の金額を記載します。
- (5) 上記(4)に該当する場合には、⑩又は⑫欄には次の算式により計算した金額を記入します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る消費} \\ \text{税額⑩} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{課税仕入れに係る支払対価} \\ \text{の額（仕入対価の返還等の} \\ \text{金額を控除する前の税込金} \\ \text{額）} \end{array} \right] \times \frac{3}{103} \text{ 又は } \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108} \left[\begin{array}{l} \text{仕入対価の} \\ \text{返還等の金} \\ \text{額（税込み）} \end{array} \right] \times \frac{3}{103} \text{ 又は } \frac{4}{105} \text{ 又は } \frac{6.3}{108}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕} \\ \text{入れに係る} \\ \text{消費税額⑫} \end{array} \right] = \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入れに係る支払対価の額（特} \\ \text{定課税仕入対価の返還等の金額を控除す} \\ \text{る前の支払対価の額）} \end{array} \right] \times \frac{6.3}{100} \left[\begin{array}{l} \text{特定課税仕入対価の返還等の金額} \\ \times \frac{6.3}{100} \end{array} \right]$$

- (6) ⑩及び⑫欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。